

富士吉田市公告第19号

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次のとおりプロポーザル方式における参加者を招請します。

令和4年4月12日

富士吉田市長 堀 内 茂

1. 件名

(仮称) Mt. Fujiジビエ加工センター建設に係る実施設計業務委託

2. 業務内容

① (仮称) Mt. Fuji ジビエ加工センター設計〔建築・電気・機械・造成・外構・測量(敷地測量・高低測量)・地盤調査(機械ボーリング 66φ×3ヶ所 20m、現場透水試験 1ヶ所)〕

一式

② 工事費算出一式 (農林水産省補助金要望調査のため、8月末日までに概算工事費を

算出すること。)

③ 透視図 (外観及び内観パース各1部以上) の作成

④ 打合せ会への参加、資料作成等

⑤ 業務受注後における成果品 (案)

・ 基本設計図書 A 3 版 1 部

・ 実施設計図面 A 1 版 1 部、A 3 版 5 部 (ともに 2 ッ折製本)

・ 構造計算書 A 4 版 1 部

・ 設備計算書 A 4 版 1 部

・ 内訳明細書 A 4 版 1 部

・ 数量調書 A 4 版 1 部

・ 諸元表 (総合プロット図) A 3 版 1 部

・ 打合せ協議書 A 4 版 1 部

・ 各種法令手続き書類 (確認申請書等) A 4 版 4 部

- ・省エネ基準への適合性に関する説明書 A 4 版 2 部
 - ・提出書類すべてにおける電子データ CD-R 等 1 部
 - ・その他設計業務にあたり必要とする書類・図面・資料等一式
- ⑥その他別に示す「(仮称) Mt. Fuji ジビエ加工センター設計業務に係るプロポーザル仕様書」のとおり

3. 事業スケジュール (予定)

	No.	項目	内容
参加要件審査	①	手続き開始の公告・実施要項配布開始 参加申込に係る関係資料交付開始	令和 4 年 4 月 12 日(火)午前 9 時から
	②	参加申込の提出 締切期限	令和 4 年 4 月 18 日(月)午後 5 時まで
	③	参加資格要件の確認	令和 4 年 4 月 19 日(火)
	④	参加資格要件適否の通知	令和 4 年 4 月 19 日(火)
技術提案書審査	⑤	技術提案書・関係書類の受付	令和 4 年 4 月 20 日(水) 午前 9 時から
	⑥	質問書の受付 締切期限	令和 4 年 4 月 20 日(水) 午前 9 時から 令和 4 年 4 月 26 日(火) 午後 5 時まで
	⑦	質問書の回答期限	令和 4 年 5 月 2 日(月)
	⑧	技術提案書・関係書類提出期限	令和 4 年 5 月 10 日(火)午後 5 時まで
	⑨	技術提案書・関係書類の審査	令和 4 年 5 月 12 日 (金) 予定
	⑩	最適者選定・選定結果通知	令和 4 年 5 月 16 日 (月) 予定

4. 提案見積上限額：15,510,000円
(消費税及び地方消費税相当額を含む)

5. 参加者の資格要件及び参加条件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- ①富士吉田市入札参加資格者名簿に登載され、当該契約案件に対応する種目（建築関係コンサルタント）について登録されている者であり、かつ、県内に本店、営業所、支店がある者（コロナ禍においても早急な対応ができる者。）であること。
- ②建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一

級建築士事務所の登録を受けていること。

③平成 24 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに、延床面積 300 m²以上の建築物の新築工事の設計業務の実績を有する者であること。

④地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。

⑤申込締切日現在、指名停止処分、営業停止処分を受けている者でないこと。

⑥参加申込書提出期限の日以前 6 ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。

⑦手形又は小切手の不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から 2 年を経過していること。

⑧会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更正手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑨富士吉田市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 16 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）又は暴力団員等がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）である法人でないこと。

⑩富士吉田市に納税義務がある参加希望者の場合にあっては、市税等の滞納がないこと。

⑪私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触していないこと。

6. プロポーザル参加申請書の提出

プロポーザル参加申込書

提出期限：4 月 18 日（月）午後 5 時まで

（土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）

提出場所：富士吉田市役所 産業観光部 農林課

提出方法：上記提出場所へ持参することを原則とする。（ただし、郵送も可とするが、期限内に到着しなかった場合は、理由を問わ

ず受付できないものとする。)

技術提案書他関係書類一式

提出期間：令和4年4月20日(水)から5月10日(火)午後5時まで
(土日祝日を除く午前9時から午後5時まで)

提出場所：富士吉田市役所 産業観光部 農林課

提出方法：上記提出場所へ持参すること。(郵送は不可)

7. 審査

(1) 技術提案書の提出者の選定(参加資格要件の合否)

参加申込書に記載された事項及び添付書類の確認等により、参加資格要件合否を確認し、技術提案提出者を選定する。なお、技術提案提出者が1者のみの場合においても、技術提案提出者として選出する。

(2) 技術提案書の審査

提出書類のみでの審査とし、プレゼンテーション・ヒアリング等は実施しない。

8. 審査結果

選定者決定後、技術提案書提出者にその結果を通知する。なお、審査に対する異議の申し立ては一切認めない。

9. 参加者が2者未満となった場合の措置

参加希望者が2者未満となった場合においても、技術提案書の提出及び審査を行い、評価委員会に置いて評価基準に基づき審査及び評価を行い、基準を満たすと認められる場合には最適者として選定する。

10. 担当部課

富士吉田市 産業観光部 農林課

住 所 〒403-8601 富士吉田市下吉田 6-1-1

T E L 0555-22-1111

F A X 0555-24-2235

E-mail : norin@city.fujiyoshida.lg.jp